

南あわじ市中学校部活動ガイドライン



南 あ わ じ 市

南あわじ市・洲本市小中学校組合

目次

はじめに	1
1 適切な運営のための体制整備	1
(1) 活動方針及び計画の設定	
(2) 会議・研修等の開催	
(3) 保護者や地域との連携	
2 部活動の適切な休養日の設定について	2
3 望ましい指導の在り方	2
(1) 部活動の教育的意義	
(2) 体罰等の誤った指導の根絶	
(3) コミュニケーションを重視した指導	
(4) 早朝練習について	
(5) 練習試合、学校単位で参加する大会やコンクール等のあり方	
4 事故防止について	3
(1) 環境整備	
(2) 緊急体制の確保と指導者間の連携	
(3) 主体的な安全確保	

はじめに

学校の部活動は、スポーツや芸術文化及び科学に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、本市のスポーツ、芸術文化及び科学の振興を大きく支えてきた。

部活動を通して体力や技術、表現力の向上はもとより、マナーや礼儀作法、また責任感や連帯感等を異年齢の生徒同士や生徒と教員等との交流を通して学ぶことができ、人格形成や多様な学びの場として教育的意義が大きい。

しかし一方で、過度な練習の強要や週1～2日短時間の活動、生徒の自主性・個性を軽視した部の運営、また、少子化による部員数や指導者数の減少とそれに伴う部活動の現状維持、さらに近年では教職員の働き方改革の一環から指導教員の超過勤務等が問題になっており、持続可能な部活動の在り方が問われている。

そのような状況の中、平成30年3月にスポーツ庁から、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「運動部ガイドライン」）が示され、これに伴い、兵庫県においても上記のような課題や問題点を鑑み、運動部活動の在り方に関する方針として、従来からある「いきいき運動部活動」が一部改訂された。その一方で、文化庁からは、平成30年12月に「運動部ガイドライン」の対象とはしなかった文化部活動についても、その特性を踏まえながら、これに準じた取り扱いを留意しつつ「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示された。

これらを受けて本市においても、「南あわじ市中学校部活動ガイドライン」を策定し基本的な方針を示す。この基本方針に基づき、中学校、家庭、地域、関係団体等と連携しながら、効果のある部活動を展開し、部活動の充実・活性化を図る。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 活動方針及び計画の設定

校長は毎年度、活動方針の策定を行う。また、指導者は、年間活動計画並びに2月間活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

(2) 会議・研修等の開催

各部指導者間の共通理解や協力体制を築くために、定期的に指導者会議や研修等を開催する。特に、若手教師はベテラン指導者から部活動指導のやり方やあり方を学ぶ場にもなる。

(3) 保護者や地域との連携

保護者や地域の理解・協力なしでは部活動は成立しない。学校・指導者は、日頃から保護者に対して十分な情報提供を行い、理解・協力が得られるよう努める。また保護者や地域も、学校や部の方針を理解し協力をする姿勢が求められる。

2 部活動の適切な休養日の設定について

【 適切な休養日や活動時間の設定 】

- 学期中は週当たり2日以上休養日を設定する。長期休業中も学期中に準ずる。
(平日1日及び土日等にそれぞれ1日以上設定)
- 1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。

ただし、週末に大会やコンクール、発表会への参加等で活動し休養日を設定できなかった場合は、生徒の健康・体調管理を最優先にできるだけ速やかに休養日を振り替える。

また、活動時間が上記によらない場合は、事前に保護者の同意を得て校長が許可することとし、過度の負担とならないよう十分に配慮した上で、計画的に実施する。

3 望ましい指導の在り方

(1) 部活動の教育的意義

部活動の教育的意義を十分理解し、発達段階に応じた系統性のある指導に努め、勝利至上主義・成果主義にならないように留意する。

(2) 体罰・ハラスメント等の誤った指導の根絶

「運動部活動での指導のガイドライン」(文部科学省平成25年5月)を参考に、部活動での体罰・ハラスメント等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識のもと、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、文化部活動においては、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があるであり、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動の機会を奪っていることを理解する。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で適切な指導を行う。

- (3) コミュニケーションを重視した指導
生徒の自主性や個性を尊重し、コミュニケーションを重視した指導を大切にするとともに、指導者の経験則に偏らず、生徒の実態に応じた指導を心がける。
- (4) 早朝練習について
原則行わないものとする。ただし、学校の活動施設や活動時間に課題があるなど特段の事情があり、指導者から申し出があった場合は、事前に保護者の同意を得て、校長が期間を定めて許可する。
- (5) 練習試合、学校単位で参加する大会やコンクール、発表会等のあり方
練習試合や大会、コンクールや発表会の時期や内容（時間、試合数・公演回数）等を吟味し、効果的な練習となるよう工夫する。また、過度な負担とならないことを考慮し精査の上、参加する。

4 事故防止について

- (1) 環境整備
指導者は日常的に練習施設や用具等の安全点検を行い、環境整備に努める。
特に新入生については、競技経験が少なく活動内容に不慣れなことから、安全に十分配慮した指導を行う。
また、天候や気象を考慮した指導、特に熱中症に関しては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）を参考に、活動の可否、内容の検討を行い事故の未然防止に努める。
- (2) 緊急体制の確保と指導者間の連携
教師・指導者は活動を見守り、万が一の対応ができるように緊急体制の整備を行う。
- (3) 主体的な安全確保
生徒の自主性を推進する観点から、自身の体力や技能を客観的に理解した上で活動を行い、主体的な事故防止の態度を育成する。

平成31年2月 策定